

令和4年8月2日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人 信託協会

「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）（7/22）に関する意見について

No.	該当箇所	意見等
1	信託会社等に関する総合的な監督指針 11-2	銀行である信託兼営金融機関が管理型信託業に限定して暗号資産を含む信託財産の管理又は処分を行う信託を営む場合、銀行である信託兼営金融機関が自ら保有する履行保証暗号資産について、価格変動リスクをヘッジする目的で行うデリバティブ取引は、銀行の業務範囲規制の問題ではないことから、実施可能であるという理解でよいか。また、その際の履行保証暗号資産及びヘッジ目的のデリバティブ取引は、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ－6－1及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－4－1 3－1に規定する「必要最小限度の範囲」に含まれるという理解でよいか。